



# 鳥取県公報

平成16年 9月28日(火)  
号外第135号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正 (696)(福祉保健課).....	1
	銃猟禁止区域の設定の一部改正 (3件)(697~699)(環境政策課).....	2
	鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正 (700)( " ).....	3
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正 (2件)(701・702)( " ).....	4
	環境美化促進地区の指定の一部改正 (2件)(703・704)(循環型社会推進課).....	5
	農業振興地域の指定の一部改正 (4件)(705~708)(経営支援課).....	8
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正 (709)( " ).....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第696号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前								
鳥取市	329人	八東町	21人	北条町	21人	南部町	35人	鳥取市	329人	八東町	21人	東郷町	20人	淀江町	23人
米子市	298人	若桜町	24人	大栄町	24人	日南町	31人	米子市	298人	若桜町	24人	三朝町	35人	大山町	20人
倉吉市	139人	用瀬町	17人	湯梨浜町	50人	日野町	22人	倉吉市	139人	用瀬町	17人	関金町	19人	名和町	25人
境港市	85人	佐治村	14人	琴浦町	64人	江府町	19人	境港市	85人	佐治村	14人	北条町	21人	中山町	18人
国府町	24人	智頭町	32人	岸本町	20人	溝口町	22人	国府町	24人	智頭町	32人	大栄町	24人	日南町	31人
岩美町	48人	気高町	29人	日吉津村	8人			岩美町	48人	気高町	29人	琴浦町	64人	日野町	22人
福部村	11人	鹿野町	16人	淀江町	23人			福部村	11人	鹿野町	16人	西伯町	22人	江府町	19人
郡家町	30人	青谷町	29人	大山町	20人			郡家町	30人	青谷町	29人	会見町	13人	溝口町	22人
船岡町	17人	三朝町	35人	名和町	25人			船岡町	17人	羽合町	20人	岸本町	20人		
河原町	29人	関金町	19人	中山町	18人			河原町	29人	泊村	10人	日吉津村	8人		

**鳥取県告示第697号**

平成11年鳥取県告示第664号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
緑水湖銃 猟禁止区 域	西伯郡南部町下中谷地内の国道180号と県営賀祥ダム堤体との交点を起点とし、同所から同堤体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラシ線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡南部町下中谷字小谷666と字途中谷下山692の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道驛牛線に至り、同町道を北東に進み、国道180号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道180号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成11年 11月1日 から平成 21年10月 31日まで	110ヘ クター ル	緑水湖銃 猟禁止区 域	西伯郡西伯町大字下中谷地内の国道180号と県営賀祥ダム堤体との交点を起点とし、同所から同堤体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラシ線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡西伯町大字下中谷字小谷666と同大字字途中谷下山692の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道驛牛線に至り、同町道を北東に進み、国道180号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道180号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成11年 11月1日 から平成 21年10月 31日まで	110ヘ クター ル

**鳥取県告示第698号**

平成14年鳥取県告示第544号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
三部野銃 猟禁止区 域	日野郡溝口町三部地内の町道三部野 線と溝口町と西伯郡南部町との境界と の交点を起点とし、同所から同境界を 北東に進み、県道溝口伯太線に至り、 同県道を南東に進み、県道日野溝口線 に至り、同県道を南方及び西方に進み、 町道三部野線に至り、同町道を北方に 進み起点に至る線に囲まれた一円の地 域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	360ヘ クター ル	三部野銃 猟禁止区 域	日野郡溝口町三部地内の町道三部野 線と溝口町と会見町との境界との交点 を起点とし、同所から同境界を北東に 進み、県道溝口伯太線に至り、同県道 を南東に進み、県道日野溝口線に至り、 同県道を南方及び西方に進み、町道三 部野線に至り、同町道を北方に進み起 点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	360ヘ クター ル
略				略			

**鳥取県告示第699号**

平成15年鳥取県告示第625号（銃猟禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間		名称	区 域	存続期間	
大平山銃 猟禁止区 域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界との交点（地赤峠）を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を北方に進み、市道倉吉駅裏線に至り、同市道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、上井長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西端境界線を北方に進み、福庭長谷農道に至り、同農道を北東に進み、日下農道に至り、同農道を南方に進み、倉吉市と同郡湯梨浜町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年 11月1日 から平成 25年10月 31日まで		大平山銃 猟禁止区 域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡東郷町との境界との交点（地赤峠）を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を北方に進み、市道倉吉駅裏線に至り、同市道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、上井長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西端境界線を北方に進み、福庭長谷農道に至り、同農道を北東に進み、日下農道に至り、同農道を南方に進み、倉吉市と同郡東郷町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年 11月1日 から平成 25年10月 31日まで	
略				略			

**鳥取県告示第700号**

平成13年鳥取県告示第551号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
東郷池鳥 獣保護区	東伯郡湯梨浜町内の東郷池の湖面	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	417ヘ クター ル	東郷池鳥 獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる 東郷池の湖面	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	417ヘ クター ル
略				略			

**鳥取県告示第701号**

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>1 規制地域</b> 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町及び<u>琴浦町</u>並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域のうち別図に示す地域</p> <p><b>2 略</b></p>	<p><b>1 規制地域</b> 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、<u>東伯町</u>及び<u>赤碓町</u>並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域のうち別図に示す地域</p> <p><b>2 略</b></p>

**鳥取県告示第702号**

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>1 規制地域</b> 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び南部町の区域のうち別図に示す地域</p> <p><b>2 略</b></p>	<p><b>1 規制地域</b> 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町及び琴浦町並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域のうち別図に示す地域</p> <p><b>2 略</b></p>

**鳥取県告示第703号**

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>1 指定する地区</b>			<b>1 指定する地区</b>		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
湯梨浜町は わい温泉地 区	湯梨浜町	<p><b>1 県道上浅津田後線の次の区間</b> 起点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字宮ノ本4 - 6地先 終点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字雨籠土79 - 4地先</p> <p><b>2 県道東郷湖線の次の区間</b> 起点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字宮ノ本17</p>	羽合町八ツ イ温泉地区	羽合町	<p><b>1 県道上浅津田後線の次の区間</b> 起点 東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本4 - 6地先 終点 東伯郡羽合町大字上浅津字雨籠土79 - 4地先</p> <p><b>2 県道東郷湖線の次の区間</b> 起点 東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本17地</p>

		<p>地先                      終点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字二ノ宮ノ本32 - 2地先                      3 町道温泉駐車場線の次の区間                      起点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字二ノ宮ノ本32 - 2地先                      終点 東伯郡湯梨浜町大字上浅津字宮ノ本17地先</p>			<p>先                      終点 東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ宮ノ本32 - 2地先                      3 町道温泉駐車場線の次の区間                      起点 東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ宮ノ本32 - 2地先                      終点 東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本17地先</p>
湯梨浜町不動滝地区	湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字漆原の一部(不動滝周辺の区域)	東郷町不動滝地区	東郷町	東伯郡東郷町大字漆原の一部(不動滝周辺の区域)
湯梨浜町羽衣石城山公園地区	湯梨浜町	<p>1 町道羽衣石城線の前線                      2 東伯郡湯梨浜町大字羽衣石の一部(羽衣石城山駐車場の区域)</p>	東郷町羽衣石城山公園地区	東郷町	<p>1 町道羽衣石城線の前線                      2 東伯郡東郷町大字羽衣石の一部(羽衣石城山駐車場の区域)</p>
南部町緑水湖地区	南部町	<p>1 国道180号の次の区間                      起点 日南町との境界                      終点 西伯郡南部町能竹428 - 2地先                      2 町道緑水湖線の次の区間                      起点 西伯郡南部町上中谷2570 - 2地先                      終点 西伯郡南部町下中谷359 - 3地先                      3 1及び2に接する駐車場及び待避所</p>	西伯町緑水湖地区	西伯町	<p>1 国道180号の次の区間                      起点 日南町との境界                      終点 西伯郡西伯町大字能竹428 - 2地先                      2 町道緑水湖線の次の区間                      起点 西伯郡西伯町大字上中谷2570 - 2地先                      終点 西伯郡西伯町大字下中谷359 - 3地先                      3 1及び2に接する駐車場及び待避所</p>
2 略			2 略		

鳥取県告示第704号

平成11年鳥取県告示第751号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
湯梨浜町グ ラウンドゴ ルフのふる 里公園潮風 の丘とまり 地区	湯梨浜町	1 東伯郡湯梨浜町大字 泊及び大字石脇の一部 （湯梨浜町グラウンド ゴルフのふる里公園の 区域） 2 町道甲亀山線の次の 区間 起点 東伯郡湯梨 浜町大字石脇 1296 - 1 地先 終点 東伯郡湯梨 浜町大字泊15 73 - 7 地先	泊村グラウ ンドゴルフ のふる里公 園潮風の丘 とまり地区	泊村	1 東伯郡泊村大字泊及 び大字石脇の一部（泊 村グラウンドゴルフの ふる里公園の区域） 2 村道甲亀山線の次の 区間 起点 東伯郡泊村 大字石脇1296 - 1 地先 終点 東伯郡泊村 大字泊1573 - 7 地先
略			略		
南部町鶴田 （フラワー パーク周辺） 地区	南部町	1 県道溝口伯太線の次の 区間 起点 溝口町との 境界 終点 西伯郡南部 町朝金750 - 5 2 町道諸木鶴田線の次の 区間 起点 西伯郡南部 町鶴田734 - 1 終点 岸本町との 境界 3 町道鶴田池野線の次の 区間 起点 西伯郡南部 町鶴田425 - 1 終点 溝口町との 境界	会見町鶴田 （フラワー パーク周辺） 地区	会見町	1 県道溝口伯太線の次の 区間 起点 溝口町との 境界 終点 西伯郡南部 町朝金750 - 5 2 町道諸木鶴田線の次の 区間 起点 西伯郡会見 町鶴田734 - 1 終点 岸本町との 境界 3 町道鶴田池野線の次の 区間 起点 西伯郡会見 町鶴田425 - 1 終点 溝口町との 境界
略			略		
2 略			2 略		

**鳥取県告示第705号**

昭和45年鳥取県告示第238号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
西伯地域	<p>平成16年10月1日町合併前の西伯町の区域のうち、次の区域（第1号図から第9号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>森林法第5条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の平成16年10月1日町合併前の西伯町の林班番号1から3まで、8、21、23、25から27まで、29、32、41、46、51、52、54から59まで、64から68まで、70、75、77、78、80から83、87、91、100、104、106、108、111、112、114から120まで、123及び124の全部の区域並びに同林班番号13、22、24、28、42から45まで、53、62、63、69、71から74まで、76、79、93、94、98、99、103、105、107、109、110、113、121及び122の一部の区域</p> <p>（「第1号図から第9号図まで」は、省略する。）</p>	西伯地域	<p>西伯町の区域のうち、次の区域（第1号図から第9号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>森林法第5条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の西伯町の林班番号1から3まで、8、21、23、25から27まで、29、32、41、46、51、52、54から59まで、64から68まで、70、75、77、78、80から83、87、91、100、104、106、108、111、112、114から120まで、123及び124の全部の区域並びに同林班番号13、22、24、28、42から45まで、53、62、63、69、71から74まで、76、79、93、94、98、99、103、105、107、109、110、113、121及び122の一部の区域</p> <p>（「第1号図から第9号図まで」は、省略する。）</p>
略		略	

**鳥取県告示第706号**

昭和46年鳥取県告示第953号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。



改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
東郷地域	平成16年10月1日町村合併前の東郷町の全域	東郷地域	東郷町の全域
羽合地域	平成16年10月1日町村合併前の羽合町の全域	羽合地域	羽合町の全域
略		略	

**鳥取県告示第707号**

昭和47年鳥取県告示第887号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
泊地域	平成16年10月1日町村合併前の泊村の全域	泊地域	泊村の全域
略		略	

**鳥取県告示第708号**

昭和48年鳥取県告示第308号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
会見地域	平成16年10月1日町合併前の会見町の区域のうち、次の区域を除いた区域	会見地域	会見町の区域のうち、次の区域を除いた区域

昭和42年鳥取県告示第821号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の平成16年10月1日町合併前の会見町に係る林班番号23及び24の全部の区域並びに同林班番号4から6まで、12から14まで、22、25、27、28及び31から37までの一部の区域(第1号図から第4号図までの赤色で着色した区域)  
(「第1号図から第4号図まで」は、省略する。)

略

昭和42年12月鳥取県告示第821号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の会見町に係る林班番号23及び24の全部の区域並びに同林班番号4から6まで、12から14まで、22、25、27、28及び31から37までの一部の区域(第1号図から第4号図までの赤色で着色した区域)  
(「第1号図から第4号図まで」は、省略する。)

略

**鳥取県告示第709号**

平成10年鳥取県告示第615号(農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
郡市名	区 域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)	郡市名	区 域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積(ヘ クター ル)	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積(ヘ クター ル)
略				略			
略				略			
関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町土下、米里、島、				東郷町大字田畑及び大字久見のうち田畑二を除く区域 関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町土下、米里、島、			

東伯郡	北尾、田井、弓原、下神、 松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字 妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福 永、大字大杉、大字山田、 大字公文、大字倉坂、大字 勝田、大字西宮、大字太一 垣、大字佐崎及び大字中村 平成16年10月1日町村合 併前の東郷町の区域(大字 田畑及び大字久見を除く。)	0.5	0.7	東伯郡	北尾、田井、弓原、下神、 松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字 妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福 永、大字大杉、大字山田、 大字公文、大字倉坂、大字 勝田、大字西宮、大字太一 垣、大字佐崎及び大字中村	0.5	0.7
	略				略		
	三朝町大字中津、大字神 倉、大字東小鹿、大字西小 鹿、大字高橋、大字西尾、 大字吉田、大字鉛山、大字 柿谷、大字福吉、大字笏賀、 大字小河内、大字福田、大 字下谷、大字吉尾、大字鎌 田、大字森、大字本泉、大 字今泉、大字湯谷、大字牧、 大字赤松、大字大柿、大字 恩地、大字助谷、大字久原、 大字曹源寺、大字木地山、 大字加谷、大字穴鴨、大字 大谷、大字下畑、大字福山、 大字福本、大字上西谷、大 字下西谷及び大字田代 湯梨浜町大字長瀬、大字 久留、大字田後、大字水下、 大字上浅津、大字下浅津、 大字南谷、大字光吉、大字 田畑及び大字久見 平成16年10月1日町村合 併前の泊村の区域	0.4	0.7		羽合町大字長瀬、大字久 留、大字田後、大字水下、 大字上浅津、大字下浅津、 大字南谷及び大字光吉 泊村の全域 東郷町大字田畑及び大字 久見のうち田畑二 三朝町大字中津、大字神 倉、大字東小鹿、大字西小 鹿、大字高橋、大字西尾、 大字吉田、大字鉛山、大字 柿谷、大字福吉、大字笏賀、 大字小河内、大字福田、大 字下谷、大字吉尾、大字鎌 田、大字森、大字本泉、大 字今泉、大字湯谷、大字牧、 大字赤松、大字大柿、大字 恩地、大字助谷、大字久原、 大字曹源寺、大字木地山、 大字加谷、大字穴鴨、大字 大谷、大字下畑、大字福山、 大字福本、大字上西谷、大 字下西谷及び大字田代	0.4	0.7
略			略				
	三朝町大字俵原、大字三 徳、大字坂本、大字片柴、 大字余戸、大字砂原、大字 三朝、大字山田、大字横手	0.3	0.7		羽合町大字宇野 三朝町大字俵原、大字三 徳、大字坂本、大字片柴、 大字余戸、大字砂原、大字 三朝、大字山田、大字横手	0.3	0.7

	及び大字大瀬 湯梨浜町大字宇野 琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字出上				及び大字大瀬 琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字出上			
	湯梨浜町大字橋津、大字上橋津及び大字赤池	0.2	0.7		羽合町大字橋津、大字上橋津及び大字赤池	0.2	0.7	
	岸本町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷 日吉津村の全域 淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稲吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津 大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、鋸戸、赤松及び大山 中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成 南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木	0.5	0.9		西伯町大字境、大字福成、大字阿賀、大字清水川、大字西町及び大字東町 会見町金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 岸本町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷 日吉津村の全域 淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稲吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津 大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、鋸戸、赤松及び大山 中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成	0.5	0.9	
西伯郡	略				略			
	岸本町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長及び遠藤 淀江町大字淀江及び大字西原 名和町のうち大字押平及び大字御来屋を除く区域	0.5	0.7		会見町三崎、寺内、田住及び円山 岸本町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長及び遠藤 淀江町大字淀江及び大字西原 名和町のうち大字押平及び大字御来屋を除く区域	0.5	0.7	

南部町三崎、寺内、田住及び円山		
大山町神原 南部町能竹、下中谷、上中谷及び大木屋	0.4	0.8
南部町北方、猪小路、原、西、絹屋、倭、与一谷、鍋倉、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、鴨部、落合、福頼、掛相、馬佐良、中、八金及び東上	0.4	0.7
略		
南部町法勝寺、宮前及び天萬	0.3	0.7
略		
略		

西伯町大字能竹、大字下中谷、大字上中谷及び大字大木屋 大山町神原	0.4	0.8
西伯町大字北方、大字猪小路、大字原、大字西、大字絹屋、大字倭、大字与一谷、大字鍋倉、大字馬場、大字徳長、大字武信、大字道河内、大字伐株、大字鴨部、大字落合、大字福頼、大字掛相、大字馬佐良、大字中、大字八金及び大字東上	0.4	0.7
略		
会見町宮前及び天萬 西伯町大字法勝寺	0.3	0.7
略		
略		

